

## 滋賀県環境こだわり農業推進条例の改正および 基本計画の改定について

### 1 改正・改定の趣旨

オーガニック農業の進展および地球温暖化の防止や生物多様性の保全への対応等、近年の情勢の変化を踏まえ、滋賀県環境こだわり農業推進条例の一部を改正するとともに、環境こだわり農業のさらなる推進に関する具体的な施策の方向を示す基本計画の改定を行う。

### 2 条例の改正について

オーガニック農業を環境こだわり農業に位置づけるとともに、琵琶湖の保全に加え地球環境の保全にも資する取組であることを明確にするため、その要件として「地球温暖化の防止と生物多様性の保全」を例示的に明示する。また、農業者の負担軽減のためこだわり農産物に係る事務手続きの簡素化を図るための必要な改正を行う。

### 3 基本計画の改定について

#### (1) 計画の位置づけ

「滋賀県環境こだわり農業推進条例」(第7条)および「有機農業の推進に関する法律」(第7条)に加えて、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」(第16条)に基づく県計画の一部として位置づける。

#### (2) 計画の期間

令和5年度(2023年度)から令和8年度(2026年度)まで(4年間)

#### (3) 基本計画(原案)

別紙原案のとおり

### 4 改正・改定のスケジュール(予定)

令和4年	2月	基本計画改定の方向性等の検討	(審議会)
	6月	基本計画(骨子案)について	(審議会)
	9月	条例改正・基本計画(原案)について	(審議会)
	11~12月	基本計画にかかる県民政策コメント実施	
令和5年	1月	条例改正・基本計画(案)について	(審議会)
	3月	条例改正および基本計画の策定・公表	